

平成28年第4回

三股町農業委員会総会議事録

三股町農業委員会

# 平成28年第4回三股町農業委員会総会議事日程

平成28年4月27日(水)

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第11号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第12号農地法第3条許可書の返戻について
- 日程第6 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第7 議案第16号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第17号平成28年度利用権設定借受候補者(推薦農業者)の承認について
- 日程第9 議案第18号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

## 平成28年第4回三股町農業委員会総会審議結果

### 議案第15号

農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（全員）

### 議案第16号

農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（全員）

### 議案第17号

平成28年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（全員）

### 議案第18号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（全員）

## 平成28年第4回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 4月27日(水曜日) 1日間

2. 場 所 三股町役場4階第2会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 4月27日(月曜日)

### 議 案 審 議

#### 出席者

1番委員	新坂哲雄	9番委員	出水 茂
2番委員	福永スミ子	10番委員	上西幸一
4番委員	和田善秋	12番委員	小倉休幸
5番委員	蔵元順市	13番委員	堀内和義
6番委員	小牧 力	14番委員	溝口良信
7番委員	西村 登	11番委員	前田 万
8番委員	中村美和子		

#### 欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 参加者 5名

(一 同 礼)  
開 会 9時00分

議長（溝口良信）

ただ今から平成28年第4回三股町農業委員会総会を開催いたします。

本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず日程第1、会議録署名委員に11番委員前田さんと、12番委員小倉さんを指名いたします。

つづきまして日程第2、会期の決定をおはかりいたします。

会期は今日1日間に御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。

よって会期は1日間に決定しました。

日程に従いまして、議事にはいります。

日程第3、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計7件12筆7,823㎡、田が12筆7,823㎡でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知書賃貸借権の合意解約について報告するものでございます。平成28年4月12日から平成28年4月15日までに届出されたものです。

農業経営基盤強化促進法による利用権の解約が7件、農地法による利用権の解約が0件でございます。解約の内容につきましては、議案書をご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問はございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

ご質問等がなければ次の報告に進みます。

日程第4、報告第11号、使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局

の説明を求めます。

事務局

報告第 11 号、使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 2 件 5 筆 3,652 m<sup>2</sup>で、田が 5 筆 3,652 m<sup>2</sup>でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

報告第 11 号、使用貸借契約の合意解約について報告するものでございます。

平成 28 年 4 月 15 日から平成 28 年 4 月 15 日までに届出されたものです。

農地法による使用貸借の解約が 0 件、農業経営基盤強化促進法による使用貸借の解約が 2 件でございます。解約の内容につきましては議案書をご覧ください。

議長（溝口良信）

何かご質問はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

ご質問等がなければ次の報告に進みます。

日程第 5、報告第 12 号、農地法第 3 条許可書の返戻について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 12 号、農地法第 3 条許可書の返戻について報告するもので、合計 1 件 1 筆 529 m<sup>2</sup>、すべて田でございます。

詳細について担当がご説明いたします。

事務局

〇〇〇〇相続登記未完了まま、H28 年第 1 回総会にて審議。許可書を与えてしまいました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

ご質問等がなければ次の議案に進みます。

日程第 6、議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案い

たします。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてであります。番号 60 が取り下げになった関係で合計 10 件 18 筆 13,789 m<sup>2</sup>、田が 18 筆 13,789 m<sup>2</sup>ですべてでございます。

詳細について担当がご説明いたします。

#### 事務局

受付番号 5 3 番、5 4 番関連性がありますので一括して説明します。

受付番号 5 3 番、H 2 8 4 月 1 5 日受付、受人 ○○○○渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字南前○○○○、田○○○○m<sup>2</sup>です。

5 3 番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

続きまして受付番号 5 4 番、H 2 8 4 月 1 5 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字桶脇○○○○番、田○○○○m<sup>2</sup>および大字蓼池字松田○○○○番○、田○○○○m<sup>2</sup>です。

5 4 番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。以上報告を終わります。

#### 議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

#### 13 番委員（堀内和義）

53 番・54 番 一括して説明いたします。4 月 23 日に北部委員 3 名で現地確認と本人聞き取りを行いました。53 番の場所につきましては、○○○○でございます。地図のとおりでございます。54 番については、同じく○○○○でございます。受人は○○○○をされておりまして、28 年第 1 回総会でも 32 筆、第 3 回総会でも 3 筆申請がございました。本来ならば 1 月に申請する予定でありましたが、相続登記が完了していない状況の中で、今回の申請となった模様であります。内容については間違いないと考えております。農地拡大の為の所有権移転、従事用件、地理的用件等特に問題ないとみなし、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

今、担当委員の方で53・54番について説明していただきました。  
何かご質問ご意見等はありませんか。

議長（溝口良信）

それでは、ご意見等ございませんので、受付番号53番に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号53番は許可することに決定いたしました。

議長（溝口良信）

続きまして受付番号54番に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号54番は許可することに決定いたしました。

議長（溝口良信）

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号55番、H28 4月15日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字鶴ヶ平○○○○番○、田○○○○㎡です。

55番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6番委員（小牧 力）

受付番号55番についてご説明いたします。4月22日に新坂委員と一緒に現地確認と本人聞き取りを行いました。場所は○○○○があります。その場所から○筆目の土地です。受人は現地確認をした場所のすぐ近くに住んでいて、水稻中心に農業を行っております。農地はすべて耕作しており農作業に従事するものは2人です。農



地拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件・従事要件等とくに問題ないものとみなし、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号 55 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 56 番は許可することに決定しました。  
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

56・57・58 は関連がありますので一括してご説明いたします。

受付番号 56 番、平成 28 年 4 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字小椎ヶ迫○○○○番・馬場田○○○○番・馬場田○○○○番・馬場田○○○番・馬場田○○○○番○、ぜんぶ田で面積はそれぞれ、○○○○・○○○  
○・○○○○・○○○○・○○○○㎡です。

56 番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

つづきまして、受付番号 57 番、H28 4 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字小椎ヶ迫○○○○番・○○○○番・馬場田○○○○番○、ぜんぶ田で面積はそれぞれ○○○○・○○○○・○○○○㎡です。

57 番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

さいごに、受付番号 58、H28 4 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字長田字馬場田○○○○番○・○○○○番○、ぜんぶ田で面積はそれぞれ○○○○・○○○○㎡です。58 番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技

術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

11 番委員（前田 万）

関連がございますので、3 件分ご説明いたします。

受付番号 56・58 については新坂委員との確認でした。受付番号 57 には溝口委員との確認でした。3 人で現地を調査及び本人聞き取りをいたしました。現場につきましては、航空写真を見てもらっても分かるのですが、下の方に見える住宅は〇〇〇〇でございます。その下付近が水田地帯になっております。山林の北あたりになるところが、3 件の申請地でございます。58 の航空写真を見ていただきますと木がありますが、伐採されておりました、根も抜く準備もされておりました。今後は水田として復元されまして、使用されるようなことでございます。56・57 の譲渡し人は農業をされておりますけれども、高齢で労働力不足で売却をするといった様子でございます。58 については高齢者ではございませんけれども、畜産が主体でありまして、労働力不足もあって売却をするといった状況でございます。

現在自作地としまして田を〇〇 a ・畑を〇〇 a くらい自作されておりますが、増反することによりまして、今後の作付けを水田では〇〇 h a 甘藷を〇 h a 作付けされる模様であります。農作業従事者は本人も含めて会社経営ですので、臨時の雇用も含めて〇名体制でございます。さらに農機具等の充分備わっておる状況でございます。そういうことで、利用条件、従事要件等問題ないということで許可相当と考えておるところでございます。

議長（溝口良信）

何かご質問ご意見等はございませんか。

議長（溝口良信）

はい蔵元委員

5 番委員（蔵元順市）

58 番写真だと山林ですが現状はどんな状況なのでしょうか。

11 番委員（前田 万）

これは写真では木が生えているような感じですが、現在は伐採されている状況でございます。

議長（溝口良信）

他にございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号 56 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 56 番は許可することに決定しました。続きまして、受付番号 57 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 57 番は許可することに決定しました。続きまして、受付番号 58 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 58 番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号 59 番、H28 4 月 15 日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字橋ノ口○○○○番○、田○○○○㎡です。

59 番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番堀内委員

13 番委員（堀内和義）

受付番号 59 番については、北部委員 3 名で 4 月 23 日現地確認等を行いました。現場は、地図のとおりのお場所でございます。受人は長田にお住まいで、○○○○をされております。農地を拡大する目的で所有権を移転するものであります。利用要件・従事要件等特に問題がないものと判断し、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

1 番新坂委員

1 番委員（新坂哲雄）

59 番につきまして聞き取りを行いました。今年はからいもの時期を逸したので来年を考えていますということでした。今年はや物を作らないが来年は作るということでした。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問ご意見等はございませんか。

議長（溝口良信）

6 番小牧委員

6 番委員（小牧力）

この〇〇さんという方は、将来的には農業をされるのでしょうか。

13 番委員（堀内和義）

これだけ田んぼを買われたのですから、〇〇さんが約 1 町 8 名の方から 14 筆買われておりますので、だいたい近くにありますが、前みなさんには見てもらったんですけど、やはりあそこは水稲関係しか作れないと思います。芋やたばこも植えている場所も一部ございますが、川の近くは排水ができるのですが、中に入っていくと排水が悪いということで、なかなか難しいと考えます。

議長（溝口良信）

他にございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号 59 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 59 番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号 61 番、H28 4 月 15 日受付、受人 〇〇〇〇、渡人 〇〇〇〇、申請地 大字長田字上山田〇〇〇〇番〇、田〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。

61番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

8番中村委員

8番委員（中村美和子）

受付番号61番につきましては、4月25日に溝口委員と一緒に現地確認と本人聞き取りを行いました。場所は航空写真を見てもらえば分かりますが、農地は水田耕作しており、機械能力、農作業に従事する人は家族〇名でございます。1月に田畑〇筆、2月に〇筆の田畑を求め今回も〇〇方面に米の出荷拡大の為、所有権の移転をするものであります。

利用要件、従事要件等満たしており特に問題は無いと判断し、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問ご意見等はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号61番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号61番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号62番、H28 4月15日受付、受人 〇〇〇〇、渡人 〇〇〇〇、申請地 大字長田字長原〇〇〇〇番〇、田〇〇〇〇㎡です。

62番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

6番小牧委員

6番委員（小牧力）

受付番号62番につきましては、4月22日、現地確認と本人聞き取りを行いました。受人は同地区に住んでおり、水稻、里芋、生姜など多彩な農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており農地拡大の為所有権の移転をするものであります。利用要件、従事要件等満たしており特に問題は無いと判断し、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですから、受付番号62番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号62番は許可することに決定しました。次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

許可書の返戻に際して再度申請の上がった分です。

受付番号63番、H28 4月15日受付、受人 ○○○○、渡人 ○○○○、申請地大字蓼池字松田○○○○番、田○○○○㎡です。

63番は渡人の労力不足と受人の規模拡大のための所有権移転であります。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても、問題がないこと、下限面積も越えていることから許可要件をすべて満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13番堀内委員

13番委員（堀内和義）

先ほどご説明しました、蓼池の〇〇〇〇から左に行って〇番目の奥の田んぼになります。ちょうど角が〇〇〇〇になります。その北側ということになります。53・54番と同じく〇〇さんですが都城の方で〇〇〇〇をされておりまして内容につきましては先ほど説明したとおりになります。農地はすべて耕作しており農地拡大の為所有権の移転をするものであります。

利用要件、従事要件等満たしており特に問題は無いと判断し、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はございませんか。

議長（溝口良信）

4番和田委員

4番委員（和田善秋）

先ほどから名前のあがっている〇〇〇〇さんはどのような方ですか。

13番委員（堀内和義）

先ほどから申し上げておりますが、今回含めて3回の総会で全体で〇〇人〇〇筆で約〇町歩くらい現在所有しております。地元の農業委員に聞いたところ、ちゃんとされていますよとのお答えでした。それと本人曰く、〇〇〇〇にも会社をもっておられるということで、米の販売については、自分のところでちゃんと販売経路をもっておられるということでした。〇〇〇〇あたりで販売をされているようでございます。ですから先ほど申し上げたように要件はすべて整っておりますので、充分農業をされるのではないかと考えております。

4番委員（和田善秋）

会社をされているということですが、個人名での3条申請ですね。

13番委員（堀内和義）

事業はされていますが、買うのは個人であります。将来的には法人で農地所得される可能性もあります。話によりますと〇〇〇〇あたりで太陽光の事業もされているということでございます。

議長（溝口良信）

よろしいですか

4番委員（和田善秋）

はい

議長（溝口良信）

他にございませんか。無いようですので、受付番号 63 番につきまして許可をする方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 63 番は許可することに決定しました。

議長（溝口良信）

つづきまして日程第 7、議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。

合計 12 件 16 筆 8276.70 m<sup>2</sup>、田が 5 筆 3280 m<sup>2</sup>、畑が 11 筆 4996.70 m<sup>2</sup>であります。

詳細については、担当がご説明いたします。

事務局

受付番号 30、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字長田字牧〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇m<sup>2</sup>他 1 筆、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は〇〇〇〇施設となっております。資金計画は借入です。

こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）のカに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番新坂委員

1 番委員（新坂哲雄）

30 番についてご説明いたします。長田班 3 名で現地調査を行いました。

場所は〇〇〇〇の手前 50m を上がった場所になります。ここは〇〇〇〇の為の用地転用であります。だいたい 10 a で〇〇〇〇あたりが普通みたいです。

土地は変形をしております。回りは若干山に囲まれております。〇〇〇〇するかなどの心配もしておりますが許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）



何かご質問、ご意見はございませんか。無いようですので、受付番号 30 につきまして承認をする方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 30 番は承認することに決定しました。

議長 (溝口良信)

次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号 31、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字宮村字田尻〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 2 種農地、使用貸借権設定で、転用目的は〇〇〇〇となっております。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の (1) のカに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長 (溝口良信)

担当委員の説明をお願いします。

8 番中村委員

8 番委員 (中村美和子)

受付番号 31 番につきましては、4 月 24 日南部班 4 人全員で現地確認等行いました。場所は航空写真を見てお分かりでしょうが、ここは住宅地で転用の目的は〇〇〇〇であります。申請地周辺は住宅街ですが、周りにフェンスを設置し、付近の土地、作物に害を与えないように充分注意するということでした。雨水は地下に浸透させ、苦情があれば対処しますとのことでした。特に問題は無いものと思われ、許可相当と判断しました。

議長 (溝口良信)

何かご質問、ご意見はございませんか。無いようですので、受付番号 31 につきまして承認をする方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 (溝口良信)

挙手全員ですので、受付番号 31 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 32、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字宮村字植木〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡です。農地区分は第3種農地、売買による所有権移転、転用目的は住まい解消の一般住宅1棟となっております。資金計画は、自己資金と借入となっております。こちらは、一般住宅の基準面積500㎡を超えているが、住宅及び事務所、駐車場は営業車を含めた4台分を建設予定で、土地利用計画に問題がないため、住宅面積の例外として加算可能と認められます。こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番和田委員

4番委員（和田善秋）

受付番号32番については、4月24日朝から南部班4名雨の中で、現地調査を行いました。場所は図面のとおり場所になります。

申請理由は自営業を営んでおり、〇〇〇〇営んでいて住まいと営業用の倉庫、駐車場が設置予定であります。隣接地境界にはブロックを設置し、周囲に害のないように注意を払い、汚水等は合併浄化槽を設置します。雨水につきましては、道路西側に側溝に流すとのことです。住宅地で排水等の設備はすべて整っております。特に問題等なく、許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見等はございませんか。無いようですので、受付番号32につきまして承認をする方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号32番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号33、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字樺山字沖水原〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡です。農地区分は第3種農地、売買による所有権移転、転用目的は〇〇〇〇となっております。資金計画は自己資金です。

こちらの農地は、第一種低層住居専用区域です。農地法施行規則第44条3号により用途地域であることから第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

10 番上西委員

10 番委員（上西幸一）

受付番号 33 番についてご説明いたします。この場所につきましては、中央地区 3 名で 4 月 24 日に現地確認をしたところでした。申請地につきましては、航空写真を見てもらえば分かります。譲受人につきましては、申請地の西隣に現在居住されておられます。利用目的は本人が会社経営をされておられまして、その為の駐車場確保でございます。雨水等については、隣接する側溝に流すということで特に問題はないと考えております。以上です。

議長（溝口良信）

ご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですので、受付番号 33 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 33 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号 34、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字樺山字天神〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇㎡、他 1 筆、計〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 3 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。

こちらの農地は、第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条 3 号により用途地域であることから第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

12 番小倉委員

12 番委員（小倉休幸）

受付番号 34 番について中央地区 3 名で 4 月 24 日現地確認等をいたしました。申請地は航空写真のとおりであります。譲受人は現在借家住まいをされております

が、その解消の為の住宅建設であります。この土地は共有名義となっており、いずれも〇〇〇〇、〇〇〇〇に在住で管理がままならず、売却を決意された模様です。汚水に関しては公共下水道へ流し雨水については、既設側溝に流す予定であります。特に問題無く許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

ご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですので、受付番号 34 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 34 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号 35、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字 蓼池字葛田〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。総計画面積は、地目宅地〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇を含む計〇〇〇〇㎡です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）の力に定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。なお、こちらは追認申請のため始末書が添付されております。始末書を読み上げます。《始末書朗読》

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番福永委員

2 番委員（福永スミ子）

受付番号 35 番につきまして、ご説明いたします。4 月 23 日北部委員で現地調査を行いました。場所は航空写真のとおりであります。排水は南側の側溝に流します。ここは既に整地がなされております。問題ないものと判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

ご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

1 番新坂委員

1 番委員（新坂哲雄）

ここは、分譲住宅で造成されておりますが、開発前に事前に対応できなかったのかと思いますがどうでしょうか。

事務局

一度総会でもそのようなお話がありましたので、現地を確認して所有者の方に文書を出しております。農地としてこのまま使うのであれば、このまま使ってください。転用をするのであれば、きちんと転用申請を上げてくださいということで、通知を出しました。その後で、今回の転用申請が上がってきたという訳です。

3 番委員（蔵元順市）

現在この場所には家が建っているのでしょうか。

議長（溝口良信）

この場所の北側については、宅地なので転用は必要なかったです。この前県道側が1件上がってきて、その前に福永委員の方から〇〇さんに連絡があった訳です。それを踏まえて今回の対応に至った訳です。その説明でよろしいでしょうか。今後も違反の疑いのある場所については、農業委員会事務局に連絡してもらい、それぞれの委員においても、指導してもらおうということで、連携を図りたいと思います。今回は始末書もついているということで、考えたいと思います。受付番号 35 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 35 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いいたします。

事務局

受付番号 36、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字 蓼池字大原〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇〇他〇筆、計〇〇〇〇㎡です。農地区分は第2種農地、売買による所有権移転、転用目的は〇〇〇〇となっております。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第2の1の(1)の力に定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番堀内委員

13 番委員（堀内和義）

受付番号 36 番につきましては、北部委員 3 人で 4 月 23 日現地確認等を行いました。航空写真を見て頂きたいと思います。申請地は田んぼですが、〇〇〇〇に近いこともあり、住宅振興地であります。受け人は〇〇〇〇で建売分譲するための取得申請でございます。ちょうど排水設備等も整備され、境界にも L 字ブロックを積み付近の土地、作物等に悪影響が出ないよう配慮がなされております。生活排水は合併浄化槽を利用し、雨水は南側町道側溝に放流し、特に問題ないものと判断し許可相当と思います。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

議長（溝口良信）

受付番号 36 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 36 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 37、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字出水〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡、他〇筆、計〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）のホに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番福永委員

2 番委員（福永スミ子）

受付番号 37 番についてご説明いたします。北部委員 3 名で 4 月 23 日現地調査を行いました。場所は〇〇〇〇付近になります。詳細は航空写真をご覧ください。転用目的は一般住宅となっております、排水等を見ても特に問題がないものと思

います。

議長（溝口良信）

ご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですので、受付番号 37 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 37 番は承認することに決定しました。  
次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 38、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字出水〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 2 種農地、売買による所有権移転、転用目的は機器保管倉庫 1 棟となっております。資金計画は自己資金です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）の力に定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番福永委員

2 番委員（福永スミ子）

受付番号 38 番についてご説明いたします。

場所は 37 番と同じ場所になります。詳細は航空写真をご覧ください。

この場所も 4 月 23 日に北部委員 3 名で現地確認等に行きました。転用目的は倉庫ということになっております。排水等につきましては、先ほどと同じ状況です。特に問題等なく許可相当と判断しました。

事務局

倉庫は申請人が〇〇〇〇の仕事をされており、その〇〇〇〇を持ち帰って保管する為の倉庫でございます。目的が別ですので、それぞれの申請となりました。

議長（溝口良信）

何か質問、意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

受付番号 38 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 38 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 39、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字三本松〇〇〇〇番〇、畑、〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡の一部転用です。農地区分は第 2 種農地、使用貸借権設定で、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の（1）のホに定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番委員（堀内和義）

受付番号 39 番につきましては、北部委員 3 名で 4 月 23 日に現地確認等を行いました。場所は、航空写真のとおりであります。〇〇〇〇をされていて現在〇〇〇〇は解体されていて更地となっております。その奥ということになりまして、受け人と渡し人は親子関係になりまして、土地は使用貸借となりまして、受け人は貸家住まい解消の為の住宅建設に伴う申請になります。汚水、生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水は北側側溝に放流し特に問題ないものと判断し、許可相当と考えます。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

受付番号 39 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 39 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。



事務局

受付番号 40、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字北畑〇〇〇〇番〇、登記地目：田、〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 2 種農地、贈与による所有権移転、転用目的は〇〇〇〇となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、その他の農地です。農地法運用通知第 2 の 1 の (1) の力に定めるその他の農地であるため許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

13 番堀内委員

13 番委員（堀内和義）

受付番号 40 番につきましては、北部委員 3 名で 4 月 23 日に現地確認等を行いました。場所は〇〇〇〇集落の外れになるところでございます。受け人と渡し人は親子関係になります。同敷地内に住んでおります。両親は〇〇〇〇だったんですが、〇〇〇〇を解体しました。今回は〇〇〇〇の為の転用申請になります。雨水は側溝に放流します。特に問題ないものと考え許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですので、受付番号 40 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 40 番は承認することに決定しました。

次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 41、H28/4/15 受付、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：大字蓼池字木ノ上〇〇〇〇番〇、現況地目：畑〇〇〇〇㎡です。農地区分は第 1 種農地、売買による所有権移転、転用目的は貸家住まい解消の一般住宅 1 棟となっております。資金計画は借入です。こちらの農地は、集落接続になります。農地法施行令第 11 条第 1 号により 10ha 以上の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されます。第 1 種農地は原則として転用不許可ですが、不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条 4 号に掲げる集落接続に該当することから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

7 番西村委員

7 番委員（西村登）

4 月 23 日に北部委員 3 名で現地調査を行いました。渡し人は現在この集落で生活をしております。この度〇〇〇〇に行くことになりまして、家も更地になっております。宅地の一部に農地が入っているので今回の許可申請になったしだいです。北部委員で調査したところ問題ないという結論に至りました。許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はございませんか。

議長（溝口良信）

11 番 前田委員

11 番委員（前田万）

航空写真を見るとこの場合 5 条の申請にあたるのか見解を聞きたい。

事務局

登記地目は宅地だったのですが、現況で許可は出しますので現地を確認し、現況が畑と見ましたので、申請を受付しました。

議長（溝口良信）

他にございませんか。無いようですので、受付番号 41 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、受付番号 41 番は承認することに決定しました。

つづきまして日程第 8、議案第 17 号、平成 28 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 17 号、平成 28 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、詳細について担当がご説明いたします。

事務局

今回は候補者が5名挙がっております。更新が〇〇〇〇さん〇〇〇〇さん計2名です。新規が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの計3名になります。詳細については推薦委員から出されている資料をご覧ください。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。まず出水委員の方からお願いします。

9番委員（出水茂）

〇〇〇〇に住んでおられます。ご高齢ですがお元気です。農業に引き続き専念されるということで更新されました。以上です。

議長（溝口良信）

続きまして福永委員

2番委員（福永スミ子）

利用権設定借受候補者の〇〇〇〇さんについて説明いたします。農業はお父様の手伝い程度でされておりましたが、この度自分も本格的に農業がしたいと役場の方に相談がございました。本人も意欲的でこれから応援していきたいので、宜しくお願いします。

議長（溝口良信）

続きまして上西委員

10委員（上西幸一）

〇〇〇〇さんは以前認定農業者になっていたはずだけどということでしたが、期限が切れていた様子でした。再申請されておりません。今回新たに申請を出させて頂きました。将来的には地域の担い手農業の中核になるのではないかと考えております。以上です。

議長（溝口良信）

続きまして小倉委員

12番委員（小倉休幸）

〇〇〇〇さんにおかれましては牛の肥育されておりまして、長男さんも親の跡をとるといふことで、頑張っております。規模拡大の環境が整ったということで、今回推薦いたします。以上です。

議長（溝口良信）

〇〇〇〇さんについてご報告します。今回〇〇〇〇さんは更新であります。お元

気で親牛が11頭、子牛を10頭肥育しております。宜しく申し上げます。それぞれ報告していただいたところですが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長（溝口良信）

無いようですので、平成28年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、平成28年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定しました。

議長（溝口良信）

つづきまして日程第9、議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についてであります。

今回、所有権移転は合計2件、3筆2,310㎡で、田が2筆1,205㎡、畑が1筆1,105㎡であります。

利用権設定については、合計が21件52筆41,402㎡、田が42筆33,192㎡、畑が10筆8,210㎡でございます。利用権設定の内訳としまして、通常利用権設定の合計が21件52筆41,402㎡、田が42筆33,192㎡、畑が10筆8,210㎡。農地中間管理機構による利用権なしでございます。

詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）

利用権設定各筆明細です。

通常各筆明細は総会資料18ページの110番から21ページの130番までとなっております。

何かご質問、ご意見がありましたらよろしく申し上げます。なければ各推薦委員のみなさんは問題はありませんか。

2番委員（福永スミ子）

110番から116番まで問題ありません。

5番委員（蔵元順市）

117 番から 119 番まで問題ありません。

7 番委員（西村登）

120・121 番問題ありません。

10 番委員（上西幸一）

122・123 番問題ありません。

1 番委員（新坂哲雄）

124. 125 番問題ありません。

議長（溝口良信）

126 番異常ありません。

9 番委員（出水茂）

127 番問題はありません。

12 番委員（小倉休幸）

128 番問題はありません。

議長（溝口良信）

総会資料 18 ページの 110 番から 21 ページの 130 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、総会資料 18 ページの 110 番から 21 ページの 130 番までについて承認することに決定しました。それと 17 ページの所有権移転について許可をする方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、所有権移転についても承認されました。付議された案件につきまして、終了しました。ここで 10 分間休憩をしたいと思います。その後で全員協議会を開催したいと思います。

閉 会 12 時 00 分